

発委第1号

令和8年3月16日

瑞穂市議会議長 今木 啓一郎 様

提出者 瑞穂市議会運営委員会
委員長 庄田 昭人

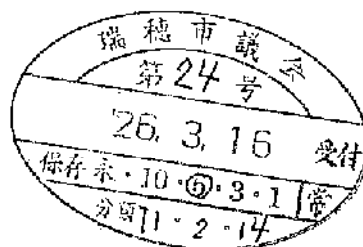
瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び瑞穂市議会会議規則（平成15年瑞穂市会議規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

記

提出理由

全国市議会議長会から標準市議会傍聴規則の一部を改正する通知がされたことに伴い、瑞穂市議会傍聴規則の改正を行うもの。



瑞穂市議会傍聴規則の一部を改正する規則

瑞穂市議会傍聴規則（平成15年瑞穂市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「傍聴券」を「一般傍聴券」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

第7条中「傍聴券」の次に「（前条第3項の名簿を含む。次条及び第9条第1項においても同じ。）」を加える。

第10条第1項中「傍聴人」を「一般席の傍聴人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定めることができる。

第12条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用すると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第12条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 及び(6) 削除

第12条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第12条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を

禁止することができる。

第13条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的な行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第13条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 及び(7) 削除

第14条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条ただし書中「について」を削る。

第15条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第16条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。